



金 沢 市 公 報

第 2 8 9 5 号

平成29年(2017年)3月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧について (資産税課)	3
○平成9年告示第178号(こまちなみ保存建造 物の登録について)の一部改正について (歴史都市推進課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について (")	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業の廃止に ついて (")	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について (")	4
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
○道路の供用の開始について (")	5

● 公 告	
○都市計画事業の事業計画の承認に係る関係図 書の写しの縦覧について (都市計画課)	5
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	5
○教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
● 監査公表	
○監査公表(第2号) (監査事務局)	6
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	8

告 示

●金沢市告示第75号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場

- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 117台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成29年2月1日から同月28日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成29年3月13日から同年6月12日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第76号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	7台
西泉1丁目地内	自	転	車	1台
福増町北地内	自	転	車	1台
松村5丁目地内	自	転	車	1台
弥勒町地内	自	転	車	1台
片町1丁目地内	自	転	車	1台
安江町地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成29年2月1日から同月28日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成29年3月13日から同年9月12日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第77号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成29年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	平成29年4月3日から同年5月1日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第78号

平成9年告示第178号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部を次のように改正する。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

表14の項中「山守 敏雄」を「山守 百合子」に改める。

●金沢市告示第79号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6	神経内科	室石 豊輝	平成29年2月22日
大手町病院	金沢市大手町5番32号	神経内科	瀧澤 泰樹	平成29年2月22日

●金沢市告示第80号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	能登 裕	平成26年3月31日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	羽柴 智美	平成26年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	米田 詩織	平成26年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	石倉 和秀	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	伊勢 拓之	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	梶 喜一郎	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	矢野 正明	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	前田 文恵	平成26年4月1日

金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	井上なつみ	平成26年7月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	木場由希子	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	外科	森田 晃彦	平成26年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	外科	山口 紫	平成26年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	小村 孝二	平成26年3月31日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	渡部 公正	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	黒田 一成	平成27年10月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	藤田 健司	平成29年1月31日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	脳神経外科	池田 清延	平成27年4月1日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	泌尿器科	伊藤 秀明	平成15年8月31日
金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	泌尿器科	石浦 嘉之	平成24年2月1日

●金沢市告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710100015	あっぷるハウス	金沢市長坂町チ15番地	医療法人積仁会	金沢市長坂町チ15番地	短期入所	知的障害者 精神障害者	平成29年 3月1日

●金沢市告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
吉野薬局	金沢市横山町15番27号	平成29年3月1日

●金沢市告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年3月13日から同月27日まで一般の縦覧に供しません。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	東山1丁目線 8号	東山1丁目 75番 先から	旧	5.6	3.1
		東山1丁目 159番 先まで	新	10.1	3.1
一般市道	東山1丁目線 8号	東山1丁目 292番 2先から	旧	4.8	2.1
		東山1丁目 292番 2先まで	新	11.2~11.3	2.1

一 般 市 道	東 山 1 丁 目 線 8号	東 山 1 丁 目	289番	先から	旧	4.5	1.1
		東 山 1 丁 目	289番	先まで	新	7.0	1.1

●金沢市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年3月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間		供用開始日
東 山 1 丁 目 線 8号	東 山 1 丁 目	75番 先から	平成29年3月13日
	東 山 1 丁 目	159番 先まで	
東 山 1 丁 目 線 8号	東 山 1 丁 目	292番 2先から	平成29年3月13日
	東 山 1 丁 目	292番 2先まで	
東 山 1 丁 目 線 8号	東 山 1 丁 目	289番 先から	平成29年3月13日
	東 山 1 丁 目	289番 先まで	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により次の都市計画事業を承認した旨の国土交通大臣の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・3・9号武蔵橋場線	国土交通大臣	平成29年3月6日から 平成33年3月31日まで	(1) 収用の部分 金沢市博労町、下近江町及び尾張町2丁目地内 (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,541人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請

求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,678人

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の教育長及び委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,678人

●金沢市選挙管理委員会告示第8号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,541人

●金沢市選挙管理委員会告示第9号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数(合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,839人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成29年3月13日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
経 済 局	商業振興課、ものづくり産業支援課、労働政策課 営業戦略部 金沢営業戦略室、クラフト政策推進課、企業立地課、観光政策課	

市民局	市民協働推進課、人権女性政策推進課、市民課	平成28年7月11日 ） 平成29年3月3日
保健局	医療保険課	
環境局	環境政策課、リサイクル推進課、環境指導課	
都市整備局	都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課 定住促進部 住宅政策課、市営住宅課、建築指導課	
土木局	道路建設課、道路管理課、内水整備課、営繕課	
危機管理監	危機管理課	
議会事務局	総務課	
市立病院	事務局	

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中村哲郎、田中展郎、松井純一

3 監査の範囲

平成27年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた平成28年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 督促事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。

【市立病院事務局】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第9号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 42,650円

- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 46,490円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 43,150円
- 2 原料価格変動額 46,300円
 算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 43,150円(1トン当たり平均原料価格) = 46,300円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 - 46,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.97円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- 4 平成29年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	209円99銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	207円99銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	195円49銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	193円66銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	188円66銭

●金沢市公営企業告示第10号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
 - (1) 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 46,490円
 - (2) 原料価格変動額 39,800円
 算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 46,490円(1トン当たり平均原料価格) = 39,800円(100円未満切捨て)
 - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 - 39,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
 - (4) 平成29年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	393円44銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	384円34銭
-------------------------------	---------	---------

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 46,490円
- (2) 原料価格変動額 39,800円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 46,490円(1トン当たり平均原料価格) = 39,800円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 39,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成29年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	375円19銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	366円9銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 46,490円
- (2) 原料価格変動額 39,800円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 46,490円(1トン当たり平均原料価格) = 39,800円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 39,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成29年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	379円10銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	370円

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年11月1日から平成29年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 46,490円
- (2) 原料価格変動額 39,800円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 46,490円(1トン当たり平均原料価格) = 39,800円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－39,800円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から81.20円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成29年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	367円60銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	358円50銭

平成29年(2017年)3月13日 印刷
平成29年(2017年)3月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄